

令和3年度決算に基づく松野町の健全化判断比率等を公表します

■概要

この公表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づいて行うものです。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な措置を講じることにより、財政の早期健全化に資することを目的としています。

公表するのは、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と(5)資金不足比率の5指標です。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準（イエローカード）以上の場合は財政健全化計画を、財政再生基準（レッドカード）以上の場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

■健全化判断比率及び資金不足比率

本町の令和3年度決算に基づいて算定し、監査委員の審査を経て議会へ報告した健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおりいずれの比率も国の基準を下回っております。

実質公債費比率は5.6%で、対前年度比で0.4%悪化しています。主な要因は、近年、中学校建設事業をはじめ、宇和島地区広域事務組合における熱回収施設建設事業等の大型事業のほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、地方創生に対応した各種事業の実施に伴う財源として、多額の地方債を発行しており、起債の償還金が、前年度比7千879万円・17.9%増となったことなどが影響しております。

将来負担比率は31.3%となっており、対前年度比で26.7%悪化しています。これは、平成24年度以降の大型建設事業のほか、新庁舎及び防災拠点施設建設事業の財源として、多額の地方債を発行したことにより、地方債現在高が増嵩したことなどが要因となっております。

いずれの指標も早期健全化基準内ではありますが、今後においては、これまで以上に事業の緊急性等を考慮し、普通建設事業を厳選するなど、引き続き行財政改革を徹底し、財政の健全化に取り組めます。

○健全化判断比率

指 標 名	令和3年度 A	令和2年度 B	比較(A-B)	早期健全化基準	財政再生基準
※実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	15.0%	20.0%
※連結実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	20.0%	30.0%
実質公債費比率	5.6%	5.2%	0.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	31.3%	4.6%	26.7%	350.0%	

※令和3年度決算は黒字であり、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－（該当なし）」で表示。

○資金不足比率

会計名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
※簡易水道特別会計	－（該当なし）	－（該当なし）	20.0%

※令和3年度決算は黒字であり、資金不足比額がないため「－（該当なし）」で表示。

【用語解説】

項 目	内 容
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなど、行政事務本体を扱う一般会計等（一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計）の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。家計に例えれば、年収に占める年間赤字額の割合を示すものです。 黒字であれば「－（該当なし）」という公表になります。
連結実質赤字比率	一般会計等に加え、国民健康保険・診療所・簡易水道・介護保険・後期高齢者医療保険特別会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。 黒字であれば「－（該当なし）」という公表になります。
実質公債費比率	町の年間収入のうち、借入金（地方債）の返済及びこれに準ずる返済に充てている割合を示し、資金繰りの苦しさを表します。 これには、一部事務組合への負担金や公営企業会計等に対する繰出金のうち、借金返済に相当するものも含まれています。 家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示すものです。
将来負担比率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、町の年間収入の何年分に相当するののかを示し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表します。 家計に例えると、借金残高が年収の何年分に相当するののかを示すものです。 町の年間収入が、将来支払っていく可能性のある負担等の残高を上回る場合は、「－（該当なし）」という公表になります。
資金不足比率	公営企業会計（簡易水道特別会計）の資金の不足額の程度を示し、経営状態の悪化の度合いを表します。 資金不足額がなければ、「－（該当なし）」という公表になります。